

## 書道部 規約

平成 29 年 4 月 7 日

(名称)

第 1 条 本団体は、書道部と称する。

(目的)

第 2 条 本団体は、中国の書道文化に触れること、字の上達を目的とする。

(会計)

第 3 条 会計年度は、毎年 6 月 1 日に始まり翌年 5 月末日に終了するものとする。

(会費)

第 4 条 会費は、徴収しない。

(役員)

第 5 条 本団体は、次の役員で構成する。役員任期は、1 年とし、年度当初に開催する。

定例会議において改選する。但し、再任を妨げない。

- 1) 部長 1 名 ……本団体の代表とする。
- 2) 副部長 1 名 ……部長を補佐し、部長に事故等ある時若しくは不在の時はその職務を代行する。
- 3) 会計 1 名 ……会計事務を処理する。

(決議)

第 6 条 本規約に定めのない事項については全部員の話し合いにより決する。

(改廃)

第 7 条 本規約は、全部員の話し合いにより改廃される。

附則

この規約は、平成 21 年 7 月 29 日から施行する。